

四万十市森林整備計画の案の縦覧についての公告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により四万十市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、四万十市に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和 8 年 2 月 10 日

四万十市長 山下 元一郎



1 縦覧場所

四万十市農林水産課

2 縦覧期間

令和 8 年 2 月 10 日～令和 8 年 3 月 11 日まで